

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理者による知事の事務の補助執行とその事務に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。

第8条の5(略)

一～三(略)

四 (地方公営企業)法第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事務に要する経費

具体的な支障事例

【現行制度】

地方公営企業は地方公営企業法第2条で定める「事業」を行うこととされているため、下水道局では料金収入の対価として流域下水道サービスを提供する流域下水道事業を経営している。他方、公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般については知事が行っている。

結果的に、下水道に係る事業事務を下水道局と知事部局で二元的に行っている。

【支障】

(県)

流域下水道を管理し現場のノウハウを十分蓄積している下水道局が公共下水道の指導・監督を行うことは、知事部局で行っている現状に比べ、より合理的、効率的である。そのためには、下水道局が知事の事務を補助執行する一元化が必要である。

下水道局が知事の事務を補助執行する場合、経営に伴う収入をもって行政事務を行うことは地方公営企業法の趣旨から妥当ではないため、その事務に係る経費等について一般会計から繰り出すための規定の整備が必要である。

(市町村)

流域下水道に接続した公共下水道を有する市町村の場合、下水道局と知事部局双方と協議しなければならないため、事務の負担が大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道局が知事の事務を補助執行することによって、県の事務の効率化が図られるとともに、より現場の実情に即した公共下水道の指導・監督が可能となる。

市町村が県と協議する場合の窓口が一本化されることになり、事務の負担が軽減される。

人口3万人以上の下水道事業を行う自治体にあつては、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう総務省からの要請がある。公営企業会計の導入に際し、事業を実施するにあたっての組織や執行体制について、自治体の実情に即した選択肢を用意することができる。

根拠法令等

地方公営企業法施行令第8条の5、地方公営企業繰出金について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

地方自治法第153条第1項の規定上、地方公共団体の長から公営企業の管理者に対し事務の委任をすることが可能であることから、当該事務の性質による委任の適、不適を慎重に検討したうえで、公営企業の管理者に知事部局が行う行政事務を執行させることは、現行制度の下でも可能である。

またこの場合の経費負担区分について、「経営の基本に関する事項を定める条例中に、法令の規定に違反しない限りにおいて負担区分に関する事項を定めることは差し支えない」(『公営企業実務提要』806頁)とされていることから、知事部局が行う行政事務の執行に要する経費の負担区分について、地方公営企業法の趣旨を踏まえた上で、条例に定めることにより整理可能と解する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第153条第1項の規定による「事務の委任」については、ご回答のとおりである。

しかしながら、地方公営企業では「行政」ではなく「事業」を実施しているものであるため、地方公営企業が長の行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務を執行する場合、「事務の委任」ではなく、長に権限を残した「補助執行」とすることが適切ではないかと考えている。「事務の委任」で行うことが適切ではないと考えられる行政事務の一例をあげると、①大災害発生時に行う公共下水道管理者への緊急指示(下水道法第37条)、②公共下水道事業への指導監督及び報告の徴収(下水道法第39条)、③公共下水道に対する社会資本整備総合交付金への指導監督(適化法第26条)など長の専属として解される事務である。

本提案は、長の事務を管理者に補助執行させることについて、法令上の規定が明確でないことから行ったものである。地方公営企業法基本通達において管理者は長の補助機関とされていることから、本県としては、現行制度の下においても下水道に関する長の事務を管理者に補助執行させることができると考えるがご見解をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

長の権限に属する事務を管理者に補助執行させることができるとする法令上の規定は無いところ、一般論として、そもそも地方公共団体の統轄代表者である長の専属的権限に属するものとされる事務については、補助執行させることができないものと解されている。

一方で、現行制度の下においても、下水道局職員に対し知事部局との併任発令を行うことにより、ご提案の事務の処理については、事実上、下水道局において執行させることは可能と考える。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

—